

水道工事積算基準及び標準歩掛表新旧対照表

	改正（令和3年7月）	現行（令和3年4月版）
	<p>水道工事積算基準及び標準歩掛表</p> <p>令和3年7月1日改正</p> <p>神奈川県企業庁</p>	<p>水道工事積算基準及び標準歩掛表</p> <p>令和3年4月1日改正</p> <p>神奈川県企業庁</p>

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由
1	1	1-3	請負工事費 の構成	<p>(6)間接工事費 各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費であり、共通仮設費と現場管理費に分類される。 共通仮設費は工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第3節 間接工事費等の積算」の「3-2 共通仮設費」による。 現場管理費は、工事施工にあたり工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第3節 間接工事費等の積算」の「3-3 現場管理費」による。</p> <p>(7)一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費を構成する各費目及び付加利益について積算するものとし、「第3節 間接工事費等の積算」の「3-5 一般管理費等」による。</p> <p>(8)消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税等相当分を積算するものとし、「第3節 間接工事費等の積算」の「3-7 消費税等相当額」による。</p>	<p>(6)間接工事費 各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費であり、共通仮設費と現場管理費に分類される。 共通仮設費は工事施工に共通する運搬費、準備費、安全費、現場環境改善費、役務費、技術管理費等について積算するものである。 現場管理費は、工事施工にあたり工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。 現場管理費 現場管理比率＝ 純工事費 ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費</p> <p>(7)一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。 一般管理費等 一般管理費等率＝ 工事原価</p> <p>(8)消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税等相当分を積算するものとする</p>	
		2-2-2	所要人員	<p>労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(4)によるものとする。 (略) (4)休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。</p>	<p>労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (略) (新規)</p>	
		3-2-1	共通仮設費	<p>(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、表3-2-1-3の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。 共通仮設費＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)＋積上げ額</p> <p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。 対象額(P)＝直接工事費＋支給品費＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費 ア 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 (ア) 原則として管材費のうち1/2の金額 (イ) 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床板、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費 (ウ) 上記(イ)を支給する場合の支給品費 (エ) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む) (オ) 大型標識柱〔オーバーハンク式(F型、T型、逆L型、WP型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤(鋼管フレーム型、バットレス型)、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む)</p>	<p>(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、表3-2-1-3の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。 共通仮設費＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)＋積上げ額</p> <p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。 対象額(P)＝直接工事費＋支給品費＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費 ア 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 (ア) 原則として管材費のうち1/2の金額 (イ) 簡易組立式橋梁、PC桁、グレーチング床板、門扉、ポンプの購入費 (ウ) 上記(イ)を支給する場合の支給品費 (エ) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価</p>	

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																																																																																										
		3-2-1	共通仮設費	<p>2) ~ 4) (略)</p> <p>5) 間接工事費等の項目別対象 表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 材 費</td> <td></td> <td>○ (原則 1/2 の金額)</td> <td>○ (原則 1/2 の金額)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処 分 費 等</td> <td colspan="3">処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支給品等</td> <td>管 材 費</td> <td>○ (原則 1/2 の金額)</td> <td>○ (原則 1/2 の金額)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁 等 購 入 費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一 般 材 料 費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途制作の制作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電 力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現 場 発 生 品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○対象とする ×対象としない</p> <p>注1. 共通仮設費対象額とは、直接工事費（仮設工を含む）+支給品費+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>注2. 管材費とは、導水、浄水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路附属設備の費用を言い、仮設配管も含める。なお筐類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。*管材は管等の内面が水に接する材料である。（表3-2-1-4）</p> <p>注3. 桁等購入費とは、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、簡易組立式橋梁、グレーチング床板、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>注4. 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>注5. 別途製作する大型標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤（鋼管フレーム型、バットレス型）、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取り扱う場合）</p> <p>注6. 現場発生日とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>注7. 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生日となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。</p> <p>注8. 処分費等の取扱い 処分費等とは下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。</p>	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	項目					管 材 費		○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	○	桁等購入費		×	○	○	処 分 費 等		処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)			支給品等	管 材 費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	×	桁 等 購 入 費	×	○	×	一 般 材 料 費	○	○	×	別途制作の制作費	×	×	×	電 力	○	○	×	鋼橋門扉等工場原価		×	×	○	現 場 発 生 品		×	×	×	<p>2) ~ 4) (略)</p> <p>5) 間接工事費等の項目別対象 表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 材 費</td> <td></td> <td>○ (原則 1/2 の金額)</td> <td>○ (原則 1/2 の金額)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処 分 費 等</td> <td colspan="3">処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支給品等</td> <td>管 材 費</td> <td>○ (原則 1/2 の金額)</td> <td>○ (原則 1/2 の金額)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁 等 購 入 費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一 般 材 料 費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途制作の制作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電 力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現 場 発 生 品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○対象とする ×対象としない</p> <p>注1. 共通仮設費対象額とは、直接工事費（仮設工を含む）+支給品費+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>注2. 管材費とは、導水、浄水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路附属設備の費用を言い、仮設配管も含める。なお筐類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。*管材は管等の内面が水に接する材料である。（表3-2-1-4）</p> <p>注3. 桁等購入費とは、PC桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床板、門扉、ポンプの購入費をいう。</p> <p>注4. 現場発生日とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>注5. 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生日となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。</p> <p>注6. 処分費等の取扱い 処分費等とは下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。</p>	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	項目					管 材 費		○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	○	桁等購入費		×	○	○	処 分 費 等		処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)			支給品等	管 材 費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	×	桁 等 購 入 費	×	○	×	一 般 材 料 費	○	○	×	別途制作の制作費	×	×	×	電 力	○	○	×	鋼橋門扉等工場原価		×	×	○	現 場 発 生 品		×	×	×	
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																												
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																												
項目																																																																																																																																
管 材 費		○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	○																																																																																																																												
桁等購入費		×	○	○																																																																																																																												
処 分 費 等		処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)																																																																																																																														
支給品等	管 材 費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	×																																																																																																																												
	桁 等 購 入 費	×	○	×																																																																																																																												
	一 般 材 料 費	○	○	×																																																																																																																												
	別途制作の制作費	×	×	×																																																																																																																												
	電 力	○	○	×																																																																																																																												
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○																																																																																																																												
現 場 発 生 品		×	×	×																																																																																																																												
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																												
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																												
項目																																																																																																																																
管 材 費		○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	○																																																																																																																												
桁等購入費		×	○	○																																																																																																																												
処 分 費 等		処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)																																																																																																																														
支給品等	管 材 費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	×																																																																																																																												
	桁 等 購 入 費	×	○	×																																																																																																																												
	一 般 材 料 費	○	○	×																																																																																																																												
	別途制作の制作費	×	×	×																																																																																																																												
	電 力	○	○	×																																																																																																																												
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○																																																																																																																												
現 場 発 生 品		×	×	×																																																																																																																												

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																												
		3-2-2	共通仮設の率分	<p>(2) 共通仮設費率の補正 ア 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 (ア) 表3-2-2-1の適用条件に該当する場合、表3-2-2-2の共通仮設費率標準値に表3-2-2-1の補正係数を乗じるものとする。 表3-2-2-1 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする)。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>上記以外</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 注2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする)。	1.3	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.2	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	補正なし	上記以外	1.0	6	<p>(2) 共通仮設費率の補正 ア 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正 (ア) 表3-2-2-1の適用条件に該当する場合、表3-2-2-2の共通仮設費率標準値に表3-2-2-1の補正係数を乗じるものとする。 表3-2-2-1 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする)。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>上記以外</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 市街地とは、人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 注2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする)。	1.3	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.2	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	補正なし	上記以外	1.0	6	
適用条件		補正係数	適用優先																																																															
施工地域区分	対象																																																																	
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1																																																															
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする)。	1.3	2																																																															
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.2	3																																																															
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4																																																															
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																																															
補正なし	上記以外	1.0	6																																																															
適用条件		補正係数	適用優先																																																															
施工地域区分	対象																																																																	
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1																																																															
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする)。	1.3	2																																																															
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.2	3																																																															
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4																																																															
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																																															
補正なし	上記以外	1.0	6																																																															
		3-2-3	運搬費	<p>(2) 積算方法 ア 共通仮設費に計上される運搬費 (ア) 共通仮設費率に含まれる運搬費 (略) (イ) 積上げ項目による運搬費 a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。 b 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。 c 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 (運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む) d 上記(ア)及び(イ)aからcにおける自動車航送船使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む)</p>	<p>(2) 積算方法 ア 共通仮設費に計上される運搬費 (イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費 (略) (イ) 積上げ項目による運搬費 a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。 b 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。 c 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 (運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む) d 賃料適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びクローラクレーン(油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型35t吊以上)の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料 e 上記以外の質量20t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体賃料</p>																																																													

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																																																										
		3-2-3	運搬費	<p>表3-2-3-1 運賃割増率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割増項目</th> <th colspan="2">適用範囲</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(C1) 特 大 品 割 増</td> <td rowspan="2">建設機械類</td> <td>使用車両積載トン数 15t未満</td> <td>6割増</td> </tr> <tr> <td>" 15t以上</td> <td>7 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼橋、 水閘門等</td> <td>単体の長さ(m)</td> <td>単体の質量 (t)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>12 ≤ L < 15</td> <td>1 ≤ G < 15</td> <td>8 割増</td> </tr> <tr> <td>15 ≤ L < 20</td> <td>-</td> <td>10 "</td> </tr> <tr> <td>(注) 3</td> <td>12 ≤ L</td> <td>15 ≤ G</td> <td>12 "</td> </tr> <tr> <td>悪路 割増 (C2)</td> <td colspan="2">道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限定。</td> <td>3 "</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地 域</th> <th>期 間</th> <th>割 増 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬期割増 (C3)</td> <td>北海道</td> <td>自 11月16日 至 4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全域</td> <td rowspan="2">自 12月1日 至 3月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、 岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大 沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野 郡、吉城郡、益田郡、郡上郡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜早朝 割増 (C4)</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 誘導車、誘導員の費用は特大型品割増に含む 注2. 特大型品割増 (C1) で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K') 運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。 運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円) × L / (輸送速度 × 8) 運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当たり損料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K'＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料 (円) × L / (輸送速度 × 8) L：運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。 輸送速度：(30km/h) 注3. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。 注4. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は時速30km/h を標準とする。 注5. 分解組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。 なお、重建設機械分解・組立及び輸送については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。</p>	割増項目	適用範囲		割増率	(C1) 特 大 品 割 増	建設機械類	使用車両積載トン数 15t未満	6割増	" 15t以上	7 "	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量 (t)	-	12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8 割増	15 ≤ L < 20	-	10 "	(注) 3	12 ≤ L	15 ≤ G	12 "	悪路 割増 (C2)	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限定。		3 "		地 域	期 間	割 増 率	冬期割増 (C3)	北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全域	自 12月1日 至 3月31日		岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、 岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大 沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野 郡、吉城郡、益田郡、郡上郡		深夜早朝 割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増	<p>表3-2-3-1 運賃割増率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割増項目</th> <th colspan="2">適用範囲</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(C1) 特 大 品 割 増</td> <td rowspan="2">建設機械類</td> <td>使用車両積載トン数 15t未満</td> <td>6割増</td> </tr> <tr> <td>" 15t以上</td> <td>7 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼橋、 水閘門等</td> <td>単体の長さ (m)</td> <td>単体の質量 (t)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>12 ≤ L < 15</td> <td>1 ≤ G < 15</td> <td>8 "</td> </tr> <tr> <td>15 ≤ L < 20</td> <td>-</td> <td>10 "</td> </tr> <tr> <td>(注) 3</td> <td>12 ≤ L</td> <td>15 ≤ G</td> <td>12 "</td> </tr> <tr> <td>悪路 割増 (C2)</td> <td colspan="2">道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限定。</td> <td>3 "</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地 域</th> <th>期 間</th> <th>割 増 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬期割増 (C3)</td> <td>北海道</td> <td>自 11月16日 至 4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全域</td> <td rowspan="2">自 12月1日 至 3月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、 岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大 沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野 郡、吉城郡、益田郡、郡上郡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜早朝 割増 (C4)</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 鋼橋の輸送については、県土整備局が制定する土木工事標準積算基準書「第IV編第7章①鋼 橋製作工」、水閘門については「機械設備積算基準 (案)」により別途計上するものとし、 その他については上記運搬費で計上するものとする。 注2. 特大型品割増 (C1) で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。 注3. 橋梁ベント、橋梁渠設用タワーは率に含まれるため適用しない。 注4. 誘導車、誘導員の費用は特大型品割増に含む。 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K') 運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。 運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円) × L / (輸送速度 × 8) 運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当たり損料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K'＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料 (円) × L / (輸送速度 × 8) L：運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。 輸送速度：(30km/h) 注5. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。 注6. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は時速30km/h を標準とする。 注7. 分解組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。 なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。</p>	割増項目	適用範囲		割増率	(C1) 特 大 品 割 増	建設機械類	使用車両積載トン数 15t未満	6割増	" 15t以上	7 "	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ (m)	単体の質量 (t)	-	12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8 "	15 ≤ L < 20	-	10 "	(注) 3	12 ≤ L	15 ≤ G	12 "	悪路 割増 (C2)	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限定。		3 "		地 域	期 間	割 増 率	冬期割増 (C3)	北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全域	自 12月1日 至 3月31日		岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、 岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大 沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野 郡、吉城郡、益田郡、郡上郡		深夜早朝 割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増	
割増項目	適用範囲		割増率																																																																																													
(C1) 特 大 品 割 増	建設機械類	使用車両積載トン数 15t未満	6割増																																																																																													
		" 15t以上	7 "																																																																																													
	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量 (t)	-																																																																																												
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8 割増																																																																																												
		15 ≤ L < 20	-	10 "																																																																																												
(注) 3	12 ≤ L	15 ≤ G	12 "																																																																																													
悪路 割増 (C2)	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限定。		3 "																																																																																													
	地 域	期 間	割 増 率																																																																																													
冬期割増 (C3)	北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割増																																																																																													
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全域	自 12月1日 至 3月31日																																																																																														
	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、 岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大 沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野 郡、吉城郡、益田郡、郡上郡																																																																																															
深夜早朝 割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																																																																																													
割増項目	適用範囲		割増率																																																																																													
(C1) 特 大 品 割 増	建設機械類	使用車両積載トン数 15t未満	6割増																																																																																													
		" 15t以上	7 "																																																																																													
	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ (m)	単体の質量 (t)	-																																																																																												
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8 "																																																																																												
		15 ≤ L < 20	-	10 "																																																																																												
(注) 3	12 ≤ L	15 ≤ G	12 "																																																																																													
悪路 割増 (C2)	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限定。		3 "																																																																																													
	地 域	期 間	割 増 率																																																																																													
冬期割増 (C3)	北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割増																																																																																													
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全域	自 12月1日 至 3月31日																																																																																														
	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、 岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大 沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野 郡、吉城郡、益田郡、郡上郡																																																																																															
深夜早朝 割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																																																																																													

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																																																																																								
		3-2-3	運搬費	<p>表3-2-3-2 建設機械運搬方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>規格 (t積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅴ_L・Ⅵ_L・Ⅱ_W・ Ⅲ_W・Ⅳ_W型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m3/平積0.3m3</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 貨物自動車による運搬を別途計上する。 注2. 車載のRはトレーラである。 注3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。</p>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50		スタビライザ (路上改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00		スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _W ・ Ⅲ _W ・Ⅳ _W 型用			R	37.90		バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m3/平積0.3m3			R	22.00		<p>表3-2-3-2 建設機械運搬方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>規格 (t積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除雪ドーザ (クローラ型) (普通)</td> <td>21t</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>21.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅴ_L・Ⅵ_L・Ⅱ_W・ Ⅲ_W・Ⅳ_W型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・ エアコンプレッサ搭載)</td> <td>吹付範囲半径7m級・ 吐出量8~22m³級</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 貨物自動車による運搬は別途計上する。 注2. 車載のRはトレーラである。 注3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。</p>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00		除雪ドーザ (クローラ型) (普通)	21t			R	21.90		スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _W ・ Ⅲ _W ・Ⅳ _W 型用			R	37.90		コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・ エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・ 吐出量8~22m ³ 級			R	22.00		
機 械 名	規 格	自 走		車 載			備 考																																																																																																																							
		速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)																																																																																																																									
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50																																																																																																																									
スタビライザ (路上改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00																																																																																																																									
スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70																																																																																																																									
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																									
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																									
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _W ・ Ⅲ _W ・Ⅳ _W 型用			R	37.90																																																																																																																									
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m3/平積0.3m3			R	22.00																																																																																																																									
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考																																																																																																																								
		速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)																																																																																																																									
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00																																																																																																																									
除雪ドーザ (クローラ型) (普通)	21t			R	21.90																																																																																																																									
スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50																																																																																																																									
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																									
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																									
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _W ・ Ⅲ _W ・Ⅳ _W 型用			R	37.90																																																																																																																									
コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・ エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・ 吐出量8~22m ³ 級			R	22.00																																																																																																																									
		3-2-4	準備費	<p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。 ア 準備及び後片付けに要する費用 (略) ウ 準備として行う以下に要する費用 (ア) ブルトワ、レキドワ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない)。 (イ) 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(伐採作業に伴う現場内の集積・積込み作業は含まない)</p>	<p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。 ア 準備及び後片付けに要する費用 (略) ウ 準備として行う以下に要する費用 (ア) ブルトワ、レキドワ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない)。 (イ) 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。</p>																																																																																																																									
		3-2-6	安全費	<p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。 ア 安全施設等に要する費用 イ 安全管理等に要する費用 ウ ア及びイに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 (2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。 (略) エ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範な工事(ダム・トンネル本体工事・トンネル内舗装等工事)は除く)</p>	<p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。 ア 交通管理に要する費用 イ 安全施設等に要する費用 ウ 安全管理等に要する費用 エ ア～ウに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 (2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。 (略) エ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範な工事(ダム・トンネル工事・トンネル内舗装等工事)は除く)</p>																																																																																																																									

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																								
		3-3	現場管理費	<p>(3) 現場管理費率の補正 現場管理費の補正については、「ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。 (略) イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 (ア) 表3-3-2の適用条件に該当する場合、表3-3-3の現場管理費率標準値に表3-3-2の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>表3-3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>上記以外</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。 ア 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。 イ 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 ウ コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(7) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	施工地域区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	補正なし	上記以外	1.0	6	<p>(3) 現場管理費率の補正 現場管理費の補正については、「ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。 (略) イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 (イ) 表3-3-2の適用条件に該当する場合、表3-3-3の現場管理費率標準値に表3-3-2の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>表3-3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>上記以外</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。 ア 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。 イ 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 (新規)</p> <p>(7) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	施工地域区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	補正なし	上記以外	1.0	6	
施工地域区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先																																																											
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																											
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																											
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																											
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																											
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																											
補正なし	上記以外	1.0	6																																																											
施工地域区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先																																																											
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																											
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																											
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																											
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																											
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																											
補正なし	上記以外	1.0	6																																																											

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																																
		3-3	現場管理費	<p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 $現場管理費 = 対象純工事費 \times \{ (現場管理費率標準値 (J_o) \times 補正係数) + 補正值 \}$ 対象純工事費：純工事費＋支給品費</p> <p>ただし、現場管理費率標準値は、表3-3-3による。 補正係数は、(3)イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算による。 補正值は、(3)ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費標準値 (J_o) の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>表3-3-3 現場管理費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 (N_p)</th> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">1,000万円以下</th> <th rowspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th>A×N_p bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td></td> <td>37.79%</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td></td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td></td> <td>32.44%</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし、J_o：現場管理費率 (%) N_p：対象純工事費 (円) A、b：変数値</p> <p>(注1) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。 (注2) 対象とする純工事費については、「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の表3-2-1-1 発注形態別対象表及び「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象」の表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表を参照のこと。</p>	工種区分	対象額 (N_p)	適用区分		20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	下記の率とする	A×N_p bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。			A	b	下記の率とする	開削工事及び小口径推進工事		37.79%	229.8	-0.1120	20.88%	シールド工事及び推進工事		34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	構造物工事 (浄水場等)		32.44%	52.7	-0.0301	27.66%	<p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 $現場管理費 = 対象純工事費 \times \{ (現場管理費率標準値 (J_o) \times 補正係数) + 補正值 \}$ 対象純工事費：純工事費＋支給品費</p> <p>ただし、現場管理費率標準値は、表3-3-3による。 補正係数は、(3)イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費標準値 (J_o) の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>表3-3-3 現場管理費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 (N_p)</th> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">1,000万円以下</th> <th rowspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th>A×N_p bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td></td> <td>37.59%</td> <td>228.2</td> <td>-0.1119</td> <td>20.77%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td></td> <td>34.44%</td> <td>56.4</td> <td>-0.0306</td> <td>29.29%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td></td> <td>32.26%</td> <td>52.4</td> <td>-0.0301</td> <td>27.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし、J_o：現場管理費率 (%) N_p：対象純工事費 (円) A、b：変数値</p> <p>(注1) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注2) 対象とする純工事費については、「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の表3-2-1-1 発注形態別対象表及び「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象」の表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表を参照のこと。</p>	工種区分	対象額 (N_p)	適用区分		20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	下記の率とする	A×N_p bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。			A	b	下記の率とする	開削工事及び小口径推進工事		37.59%	228.2	-0.1119	20.77%	シールド工事及び推進工事		34.44%	56.4	-0.0306	29.29%	構造物工事 (浄水場等)		32.26%	52.4	-0.0301	27.50%	
工種区分	対象額 (N_p)	適用区分		20億円を超えるもの																																																																		
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																			
					下記の率とする	A×N_p bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																
		A	b	下記の率とする																																																																		
開削工事及び小口径推進工事		37.79%	229.8	-0.1120	20.88%																																																																	
シールド工事及び推進工事		34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																																																	
構造物工事 (浄水場等)		32.44%	52.7	-0.0301	27.66%																																																																	
工種区分	対象額 (N_p)	適用区分		20億円を超えるもの																																																																		
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																			
					下記の率とする	A×N_p bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																
		A	b	下記の率とする																																																																		
開削工事及び小口径推進工事		37.59%	228.2	-0.1119	20.77%																																																																	
シールド工事及び推進工事		34.44%	56.4	-0.0306	29.29%																																																																	
構造物工事 (浄水場等)		32.26%	52.4	-0.0301	27.50%																																																																	
		3-5	一般管理費等	<p>(1) 一般管理費の項目及び内容 ア 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与 (損金算入分) (略) テ 保険料 火災保険及びその他の損害保険料 ト 契約保証費 契約の保証に必要な費用 ナ 雑費 電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p>(2) 付加利益 ア 法人税、都道府県民税、市町村民税等 イ 株主配当金 ウ 役員賞与金 (損金算入分を除く) エ 内部留保金 オ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p>	<p>(1) 一般管理費の項目及び内容 ア 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬 (略) テ 保険料 火災保険その他の損害保険料 ト 契約保証費 契約の保証に必要な費用 ナ 雑費 電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p>(2) 付加利益 ア 法人税、都道府県民税、市町村民税等 イ 株主配当金 ウ 役員賞与金 エ 内部留保金 オ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p>																																																																	

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																				
		3-5	一般管理費等	<p>(4) 一般管理費等の補正 (略)</p> <p>表3-5-1 一般管理費等率 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.48972 \times \text{Log}(C_p) + 59.4977$ (%) ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (単位円)</p> <p>注1. G_pの値は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。 注2. 対象とする工事原価については、「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の表3-2-1-1 発注形態別対象表及び「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象」の表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表を参照のこと。</p> <p>表3-5-2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>注 表3-5-1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表3-5-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正值 (%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3 : ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース-3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值 (%)	ケース1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04	ケース2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3 : ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p>(4) 一般管理費等の補正 (略)</p> <p>表3-5-1 一般管理費等率 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.48972 \times \text{Log}(C_p) + 59.4977$ (%) ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (単位円)</p> <p>注1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 注2. 対象とする工事原価については、「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の表3-2-1-1 発注形態別対象表及び「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象」の表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表を参照のこと。</p> <p>表3-5-2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>注 表3-5-1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表3-5-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正值 (%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3 : ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース-3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值 (%)	ケース1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04	ケース2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3 : ケース1及び2以外の場合。	補正しない	
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																							
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																																							
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																						
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																						
保証の方法	補正值 (%)																																																									
ケース1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04																																																									
ケース2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																																									
ケース3 : ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																																									
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																							
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																																							
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																						
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																						
保証の方法	補正值 (%)																																																									
ケース1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04																																																									
ケース2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																																									
ケース3 : ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																																									

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																														
		3-8	現場環境改善費	<p>(3) 積算方法</p> <p>1) 現場環境改善費の積算について 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。 (略)</p> <p>イ 積算方法は以下のとおりとする。 算出式 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただしK：現場環境改善費に要する費用（単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、少数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> <tr> <th>大都市市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分）</td> <td>5億円以下の場合</td> <td>$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$</td> <td>$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID 地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区(DID 地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>ウ 率に計上されるものは表3-8-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善費のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、及び地域連携）毎に1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>エ 積上げ計上分（α）に計上するものは、率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。</p> <p>オ なお、経費率は現場環境改善費の各費目を一本化した全体での率である。</p> <p>カ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>2) 設計変更について 条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。</p> <p>表3-8-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>		対象額：P _i	現場環境改善費率：i（％）		大都市市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分）	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	5億円を超える場合	1.73	0.71	計上費目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献	<p>(3) 積算方法</p> <p>1) 現場環境改善費の積算について 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。 (略)</p> <p>イ 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただしK：現場環境改善費に要する費用（単位：円、1000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、少数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> <tr> <th>大都市市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分）</td> <td>5億円以下の場合</td> <td>$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$</td> <td>$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID 地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>ウ 率に計上されるものは表3-8-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善費のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、及び地域連携）毎に1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>エ 積上げ計上分（α）に計上するものは、率分で計上することが適当でないと判断されるものとする。</p> <p>オ なお、経費率は現場環境改善費の各費目を一本化した全体での率である。</p> <p>カ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>2) 設計変更について 条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。</p> <p>表3-8-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善費 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>		対象額：P _i	現場環境改善費率：i（％）		大都市市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分）	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	5億円を超える場合	1.73	0.71	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善費 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	現場環境改善費 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善費 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献	
	対象額：P _i	現場環境改善費率：i（％）																																																		
		大都市市街地	左記以外																																																	
直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分）	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$																																																	
	5億円を超える場合	1.73	0.71																																																	
計上費目	実施する内容（率計上分）																																																			
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																																																			
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																																																			
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策																																																			
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献																																																			
	対象額：P _i	現場環境改善費率：i（％）																																																		
		大都市市街地	左記以外																																																	
直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分）	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$																																																	
	5億円を超える場合	1.73	0.71																																																	
計上費目	実施する内容（率計上分）																																																			
現場環境改善費 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																																																			
現場環境改善費 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																																																			
現場環境改善費 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策																																																			
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献																																																			

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																
2	1	1-2-4-4	G X形鑄鉄管 接合工	<p>表2-16 G X形鑄鉄管接合工 (略)</p> <p>注1. 呼び径75mm~300mmのP-Linkの切管部への接合は直管の歩掛に30%を割増する。 P-Linkの切管部への接合は、直管の()内数値とする。</p> <p>注2. 呼び径75mm~300mmのP-Linkを用いた直管の接合(1口)は「直管の接合」(1口)と「P-Linkの切管部への接合」(1口)を計上する。</p> <p>注3. 呼び径75mm~300mmのG-Linkを用いた異形管の接合は、異形管の歩掛に60%を割増する。 G-Linkの接合は異形管の()内数値とする。</p> <p>注4. 撤去工については、以下のとおり本歩掛を補正する。</p> <p>注5. 本表はライナを含む継手の接合にも適用する。</p> <p>注6. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。</p>	<p>表2-16 G X形鑄鉄管接合工 (略)</p> <p>注1. 呼び径75mm~300mmのP-Linkの切管部への接合は直管の歩掛の30%増しとする。 P-Linkの切管部への接合は、直管の()内数値とする。</p> <p>注2. 呼び径75mm~300mmのP-Linkを用いた直管の接合(1口)は「直管の接合」(1口)と「P-Linkの切管部への接合」(1口)を計上する。</p> <p>注3. 呼び径75mm~300mmのG-Linkを用いた異形管の接合は、異形管歩掛の60%増しとする。 G-Linkの接合は異形管の()内数値とする。</p> <p>注4. 撤去工については、以下のとおり本歩掛を補正する。</p> <p>注5. 本表はライナを含む継手の接合にも適用する。</p> <p>注6. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。</p>																																																	
		1-2-4-5	メカニカル形 鑄鉄管接合工	<p>表2-17 メカニカル形鑄鉄管接合工 (略)</p> <p>注1. 特殊押輪を使用する場合は、()内の数値とする。 なお、高圧型特殊押輪を使用する場合は、本歩掛に30%を上限として割増することができる。(数値はU形~SⅡ形に同じ)</p> <p>注2. NS形(継ぎ輪φ75~250mm)、NS形(異形管φ300~450mm)、S形、US形(SB、VT、LS方式)、UF形、LUF形、KF形、SⅡ形等の離脱防止継手及びU形(φ700~1200mm)とする。ただし、US形(R方式)は、適用しない。</p> <p>注3. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。</p>	<p>表2-17 メカニカル形鑄鉄管接合工 (略)</p> <p>注1. 特殊押輪を使用する場合は、()内の数値とする。 なお、高圧型特殊押輪を使用する場合は、30%を上限として割増することができる。(数値はU形~SⅡ形に同じ)</p> <p>注2. NS形(継ぎ輪φ75~250mm)、NS形(異形管φ300~450mm)、S形、US形(SB、VT、LS方式)、UF形、LUF形、KF形、SⅡ形等の離脱防止継手及びU形(φ700~1200mm)とする。ただし、US形(R方式)は、適用しない。</p> <p>注3. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。</p>																																																	
		1-2-4-6	S50形鑄鉄管 接合工	<p>1-2-4-6 S50形鑄鉄管接合工 DD121202161 取外工 DD121202162 10口当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">直管</th> </tr> <tr> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>0.50 (0.80)</td> <td>0.50 (0.80)</td> <td>労務費の1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 異形管、切管施工時の抜止め押輪の接合は直管の歩掛に60%を割増する。 ()内数値。</p> <p>注2. 取外工については、以下のとおり本歩掛を補正する。</p> <p>注3. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。</p>	呼び径 (mm)	直管			配管工	普通作業員	諸雑費	50	0.50 (0.80)	0.50 (0.80)	労務費の1%	<p>1-2-4-6 S50形鑄鉄管接合工 DD121202161 取外工 DD121202162 10口当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">直管</th> </tr> <tr> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>0.50 (0.80)</td> <td>0.50 (0.80)</td> <td>労務費の1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 異形管、切管施工時の抜止め押輪の接合は直管歩掛の60%増とする。()内数値。</p> <p>注2. 取外工については、以下のとおり本歩掛を補正する。</p> <p>注3. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。</p>	呼び径 (mm)	直管			配管工	普通作業員	諸雑費	50	0.50 (0.80)	0.50 (0.80)	労務費の1%																											
呼び径 (mm)	直管																																																					
	配管工	普通作業員	諸雑費																																																			
50	0.50 (0.80)	0.50 (0.80)	労務費の1%																																																			
呼び径 (mm)	直管																																																					
	配管工	普通作業員	諸雑費																																																			
50	0.50 (0.80)	0.50 (0.80)	労務費の1%																																																			
		1-2-5-12	鑄鉄管切断工 (エンジンカッター)	<p>1-2-5-12 鑄鉄管切断工(エンジンカッター) DD121202001 1口当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-38-1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>日</td> <td>〃、表2-38-2 レジノイド砥石</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の30%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、鑄鉄管の切断に適用する。</p> <p>注2. 諸雑費には、燃料及びカッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。</p>	名称	員数	単位	摘要	特殊作業員		人	表2-38-1	普通作業員		人	〃	機械損料		日	〃、表2-38-2 レジノイド砥石	諸雑費	1.0	式	労務費の30%	計				<p>1-2-5-12 鑄鉄管切断工(エンジンカッター) DD121202001 1口当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-38-1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>日</td> <td>〃、表2-38-2 レジノイド砥石</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の5.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、鑄鉄管の切断に適用する。</p> <p>注2. 諸雑費には、燃料及びカッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。</p>	名称	員数	単位	摘要	特殊作業員		人	表2-38-1	普通作業員		人	〃	機械損料		日	〃、表2-38-2 レジノイド砥石	諸雑費	1.0	式	労務費の5.0%	計				
名称	員数	単位	摘要																																																			
特殊作業員		人	表2-38-1																																																			
普通作業員		人	〃																																																			
機械損料		日	〃、表2-38-2 レジノイド砥石																																																			
諸雑費	1.0	式	労務費の30%																																																			
計																																																						
名称	員数	単位	摘要																																																			
特殊作業員		人	表2-38-1																																																			
普通作業員		人	〃																																																			
機械損料		日	〃、表2-38-2 レジノイド砥石																																																			
諸雑費	1.0	式	労務費の5.0%																																																			
計																																																						

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																																																																																																												
		1-2-5	管切断	<p>1-2-5-13 既設管撤去切断工 (エンジンカッター) DD121202002 1口当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-38-1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>日</td> <td>〃、表2-39 レジノイド砥石</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の30%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、既設管撤去に係る鋳鉄管の切断に適用する。 注2. 諸雑費には、燃料及びカッター刃の損耗費を含む。 注3. 既設管撤去は原則として切断し、切断数量は6m当たり1箇所を標準とする。 注4. 補正係数は、次表のとおりとし、労務費の歩掛のみに乗じ、機械損料及び諸雑費には適用しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>口径</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋳鉄 C I P</td> <td>350以下</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>400～500</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋳鉄 D I P</td> <td>350以下</td> <td>0.27</td> </tr> <tr> <td>400～500</td> <td>0.46</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-2-5-14 既設管撤去切断工 (パイプ切削切断機) DD121202012 1口当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-26-1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>日</td> <td>〃、表2-40</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の5.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、既設管撤去に係る鋳鉄管の切断に適用する。 注2. 諸雑費には、燃料及びカッター刃の損耗費を含む。 注3. 既設管撤去は原則として切断し、切断数量は6m当たり1箇所を標準とする。 注4. 補正係数は、次表のとおりとし、労務費の歩掛のみに乗じ、機械損料及び諸雑費には適用しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>口径</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋳鉄C I P</td> <td>600～1,000</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>鋳鉄D I P</td> <td>600～1,000</td> <td>0.46</td> </tr> </tbody> </table>	名称	員数	単位	摘要	特殊作業員		人	表2-38-1	普通作業員		人	〃	機械損料		日	〃、表2-39 レジノイド砥石	諸雑費	1.0	式	労務費の30%	計				管種	口径	補正係数	鋳鉄 C I P	350以下	0.25	400～500	0.35	鋳鉄 D I P	350以下	0.27	400～500	0.46	名称	員数	単位	摘要	特殊作業員		人	表2-26-1	普通作業員		人	〃	機械損料		日	〃、表2-40	諸雑費	1.0	式	労務費の5.0%	計				管種	口径	補正係数	鋳鉄C I P	600～1,000	0.35	鋳鉄D I P	600～1,000	0.46	<p>1-2-5-13 既設管撤去切断工 (エンジンカッター) DD121202002 1口当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-38-1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>日</td> <td>〃、表2-39 レジノイド砥石</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の5.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、既設管撤去に係る鋳鉄管の切断に適用する。 注2. 諸雑費には、燃料及びカッター刃の損耗費を含む。 注3. 既設管撤去は原則として切断し、切断数量は6m当たり1箇所を標準とする。 注4. 補正係数については、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>口径</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋳鉄 C I P</td> <td>350以下</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>400～500</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋳鉄 D I P</td> <td>350以下</td> <td>0.27</td> </tr> <tr> <td>400～500</td> <td>0.46</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-2-5-14 既設管撤去切断工 (パイプ切削切断機) DD121202012 1口当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-26-1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>日</td> <td>〃、表2-40</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の5.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、既設管撤去に係る鋳鉄管の切断に適用する。 注2. 諸雑費には、燃料及びカッター刃の損耗費を含む。 注3. 既設管撤去は原則として切断し、切断数量は6m当たり1箇所を標準とする。 注4. 補正係数については、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>口径</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋳鉄C I P</td> <td>600～1,000</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>鋳鉄D I P</td> <td>600～1,000</td> <td>0.46</td> </tr> </tbody> </table>	名称	員数	単位	摘要	特殊作業員		人	表2-38-1	普通作業員		人	〃	機械損料		日	〃、表2-39 レジノイド砥石	諸雑費	1.0	式	労務費の5.0%	計				管種	口径	補正係数	鋳鉄 C I P	350以下	0.25	400～500	0.35	鋳鉄 D I P	350以下	0.27	400～500	0.46	名称	員数	単位	摘要	特殊作業員		人	表2-26-1	普通作業員		人	〃	機械損料		日	〃、表2-40	諸雑費	1.0	式	労務費の5.0%	計				管種	口径	補正係数	鋳鉄C I P	600～1,000	0.35	鋳鉄D I P	600～1,000	0.46	
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																															
特殊作業員		人	表2-38-1																																																																																																																																															
普通作業員		人	〃																																																																																																																																															
機械損料		日	〃、表2-39 レジノイド砥石																																																																																																																																															
諸雑費	1.0	式	労務費の30%																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																		
管種	口径	補正係数																																																																																																																																																
鋳鉄 C I P	350以下	0.25																																																																																																																																																
	400～500	0.35																																																																																																																																																
鋳鉄 D I P	350以下	0.27																																																																																																																																																
	400～500	0.46																																																																																																																																																
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																															
特殊作業員		人	表2-26-1																																																																																																																																															
普通作業員		人	〃																																																																																																																																															
機械損料		日	〃、表2-40																																																																																																																																															
諸雑費	1.0	式	労務費の5.0%																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																		
管種	口径	補正係数																																																																																																																																																
鋳鉄C I P	600～1,000	0.35																																																																																																																																																
鋳鉄D I P	600～1,000	0.46																																																																																																																																																
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																															
特殊作業員		人	表2-38-1																																																																																																																																															
普通作業員		人	〃																																																																																																																																															
機械損料		日	〃、表2-39 レジノイド砥石																																																																																																																																															
諸雑費	1.0	式	労務費の5.0%																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																		
管種	口径	補正係数																																																																																																																																																
鋳鉄 C I P	350以下	0.25																																																																																																																																																
	400～500	0.35																																																																																																																																																
鋳鉄 D I P	350以下	0.27																																																																																																																																																
	400～500	0.46																																																																																																																																																
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																															
特殊作業員		人	表2-26-1																																																																																																																																															
普通作業員		人	〃																																																																																																																																															
機械損料		日	〃、表2-40																																																																																																																																															
諸雑費	1.0	式	労務費の5.0%																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																		
管種	口径	補正係数																																																																																																																																																
鋳鉄C I P	600～1,000	0.35																																																																																																																																																
鋳鉄D I P	600～1,000	0.46																																																																																																																																																

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																		
		1-2-5	管切断	<p>1-2-5-15 既設管撤去鋼管切断工 DD121203012</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>1口当たり</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接工</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-34</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>上記合計額の7.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、既設管撤去に係る鋼管の切断に適用する。 注2. 本表は、直切りとする。 注3. 諸雑費には、酸素、アセチレン、サンダーストーン及び工具損料を含む。 注4. 既設管撤去は原則として切断し、切断数量は6m当たり1箇所を標準とする。 注5. 補正係数は、次表のとおりとし、労務費の歩掛のみに乗じ、機械損料及び諸雑費には適用しない</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>口径</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管 STW290・STW400</td> <td>350以下</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>鋼管 STW400</td> <td>400~1,000</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table>	名称	員数	単位	摘要	溶接工		人	表2-34	諸雑費	1.0	式	上記合計額の7.5%	計				管種	口径	補正係数	鋼管 STW290・STW400	350以下	0.25	鋼管 STW400	400~1,000	0.35	<p>1-2-5-15 既設管撤去鋼管切断工 DD121203012</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>1口当たり</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接工</td> <td></td> <td>人</td> <td>表2-34</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>上記合計額の7.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、既設管撤去に係る鋼管の切断に適用する。 2. 本表は、直切りとする。 3. 諸雑費には、酸素、アセチレン、サンダーストーン及び工具損料を含む。 4. 既設管撤去は原則として切断し、切断数量は6m当たり1箇所を標準とする。 5. 補正係数については、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>口径</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管 STW290・STW400</td> <td>350以下</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>鋼管 STW400</td> <td>400~1,000</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table>	名称	員数	単位	摘要	溶接工		人	表2-34	諸雑費	1.0	式	上記合計額の7.5%	計				管種	口径	補正係数	鋼管 STW290・STW400	350以下	0.25	鋼管 STW400	400~1,000	0.35	
名称	員数	単位	摘要																																																					
溶接工		人	表2-34																																																					
諸雑費	1.0	式	上記合計額の7.5%																																																					
計																																																								
管種	口径	補正係数																																																						
鋼管 STW290・STW400	350以下	0.25																																																						
鋼管 STW400	400~1,000	0.35																																																						
名称	員数	単位	摘要																																																					
溶接工		人	表2-34																																																					
諸雑費	1.0	式	上記合計額の7.5%																																																					
計																																																								
管種	口径	補正係数																																																						
鋼管 STW290・STW400	350以下	0.25																																																						
鋼管 STW400	400~1,000	0.35																																																						

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																																																																																															
		1-7-3	空気弁	<p>適用</p> <p>空気弁 (呼び径75 mm以上)は、原則として機械施工とするが、機械施工が不可能又は不適当な場合は人力施工とすることができる。</p> <p>1-7-3-1 空気弁設置工 DD201303031 撤去工 DD201303041 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気弁据付工</td> <td>1.0</td> <td>箇所</td> <td>1-7-3-2</td> </tr> <tr> <td>フランジ接合工</td> <td></td> <td>口</td> <td>1-2-4-7</td> </tr> <tr> <td>防食ゴム取付工</td> <td></td> <td>口</td> <td>1-2-4-1 (接合部)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 据付工にフランジ接合1口が含まれる 注2. 防食ゴム取付工は、必要口数計上すること。</p> <p>1-7-3-2 空気弁据付工 DD121303021 撤去工(フランジ取外1口含む) DD121303022 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配管工</td> <td></td> <td>人</td> <td>表7-17</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>クレーン運転</td> <td></td> <td>H</td> <td>〃、7-22</td> </tr> <tr> <td>保護管</td> <td></td> <td>m</td> <td>VUφ400 (L200)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の1.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合 (1口) を含む。 注2. 保護管は必要な場合計上すること。保護管使用量=設計数量×(1+0.05)とする。 注3. 撤去工は、本歩掛の60%とする。 注4. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</p> <p>表7-17 空気弁据付工 1基当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フランジ口径</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>クレーン付トラック運転工 (H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械施工</td> <td>75</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人力施工</td> <td>75</td> <td>0.15</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.21</td> <td>0.41</td> </tr> </tbody> </table>	名称	員数	単位	摘要	空気弁据付工	1.0	箇所	1-7-3-2	フランジ接合工		口	1-2-4-7	防食ゴム取付工		口	1-2-4-1 (接合部)	諸雑費	1.0	式		計				名称	員数	単位	摘要	配管工		人	表7-17	普通作業員		人	〃	クレーン運転		H	〃、7-22	保護管		m	VUφ400 (L200)	諸雑費	1.0	式	労務費の1.0%	計				フランジ口径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転工 (H)	機械施工	75	0.09	0.11	100	0.09	0.11	人力施工	75	0.15	0.31	100	0.21	0.41	<p>(新規)</p> <p>1-7-3-1 空気弁設置工 DD201303031 撤去工 DD201303041 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気弁据付工</td> <td>1.0</td> <td>箇所</td> <td>1-7-3-2</td> </tr> <tr> <td>フランジ接合工</td> <td></td> <td>口</td> <td>1-2-4-7</td> </tr> <tr> <td>防食ゴム取付工</td> <td></td> <td>口</td> <td>1-2-4-1 (接合部)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 据付工にフランジ接合1口が含まれる 注2. 防食ゴム取付工は、必要口数計上すること。</p> <p>1-7-3-2 空気弁据付工 DD121303021 撤去工(フランジ取外1口含む) DD121303022 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配管工</td> <td></td> <td>人</td> <td>表7-17</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>保護管</td> <td></td> <td>m</td> <td>VUφ400 (L200)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の1.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 労務費は、20m程度の現場内小運搬及び据付ならびにフランジ接合 (1口) を含む。 注2. 保護管は必要な場合計上すること。保護管使用量=設計数量×(1+0.05)とする。 注3. 撤去工は、本歩掛の60%とする。 注4. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</p> <p>表7-17 空気弁据付工 1基当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フランジ口径</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>0.15</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.21</td> <td>0.41</td> </tr> </tbody> </table>	名称	員数	単位	摘要	空気弁据付工	1.0	箇所	1-7-3-2	フランジ接合工		口	1-2-4-7	防食ゴム取付工		口	1-2-4-1 (接合部)	諸雑費	1.0	式		計				名称	員数	単位	摘要	配管工		人	表7-17	普通作業員		人	〃	保護管		m	VUφ400 (L200)	諸雑費	1.0	式	労務費の1.0%	計				フランジ口径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	75	0.15	0.31	100	0.21	0.41	
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																		
空気弁据付工	1.0	箇所	1-7-3-2																																																																																																																																		
フランジ接合工		口	1-2-4-7																																																																																																																																		
防食ゴム取付工		口	1-2-4-1 (接合部)																																																																																																																																		
諸雑費	1.0	式																																																																																																																																			
計																																																																																																																																					
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																		
配管工		人	表7-17																																																																																																																																		
普通作業員		人	〃																																																																																																																																		
クレーン運転		H	〃、7-22																																																																																																																																		
保護管		m	VUφ400 (L200)																																																																																																																																		
諸雑費	1.0	式	労務費の1.0%																																																																																																																																		
計																																																																																																																																					
フランジ口径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転工 (H)																																																																																																																																		
機械施工	75	0.09	0.11																																																																																																																																		
	100	0.09	0.11																																																																																																																																		
人力施工	75	0.15	0.31																																																																																																																																		
	100	0.21	0.41																																																																																																																																		
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																		
空気弁据付工	1.0	箇所	1-7-3-2																																																																																																																																		
フランジ接合工		口	1-2-4-7																																																																																																																																		
防食ゴム取付工		口	1-2-4-1 (接合部)																																																																																																																																		
諸雑費	1.0	式																																																																																																																																			
計																																																																																																																																					
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																		
配管工		人	表7-17																																																																																																																																		
普通作業員		人	〃																																																																																																																																		
保護管		m	VUφ400 (L200)																																																																																																																																		
諸雑費	1.0	式	労務費の1.0%																																																																																																																																		
計																																																																																																																																					
フランジ口径	配管工 (人)	普通作業員 (人)																																																																																																																																			
75	0.15	0.31																																																																																																																																			
100	0.21	0.41																																																																																																																																			

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和3年7月版)	現行 (令和3年4月版)	改正理由																																																																																																																																																										
		1-7-4	消火栓	<p>適用</p> <p>消火栓設置工は原則として機械施工とするが、機械施工が不可能又は不適当な場合は人力施工によることができるものとする。</p> <p>1-7-4-1 消火栓設置工 DD201303011 撤去工 DD201303021 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火栓据付工</td> <td>1.0</td> <td>箇所</td> <td>1-7-4-2</td> </tr> <tr> <td>フランジ接合工</td> <td></td> <td>口</td> <td>1-2-4-7</td> </tr> <tr> <td>防食ゴム取付工</td> <td></td> <td>口</td> <td>1-2-4-1 (接合部)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 据付工にフランジ接合1口が含まれる 注2. 防食ゴム取付工は、必要口数計上すること。</p> <p>1-7-4-2 消火栓据付工 DD121303011 撤去工 DD121303012 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配管工</td> <td></td> <td>人</td> <td>表7-18</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>クレーン運転</td> <td></td> <td>H</td> <td>〃、7-22</td> </tr> <tr> <td>保護管</td> <td></td> <td>m</td> <td>VUφ400 (L200)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の1.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合（1口）を含む。 注2. 本表の据付には、補修弁・フランジ短管等の取付管を含む。 注3. 機械施工を基本とし、機種は本管据付工による。 注4. 保護管は必要な場合計上すること。保護管使用量＝設計数量×（1+0.05）とする。 注5. 撤去工は、本歩掛の60%とする。 注6. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</p> <p>表7-18 消火栓据付工 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型式</th> <th rowspan="2">配管工 (人)</th> <th rowspan="2">普通作業員 (人)</th> <th colspan="2">クレーン付トラック運転工 (H)</th> </tr> <tr> <th>4t積</th> <th>0.31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械施工</td> <td>単口</td> <td>0.08</td> <td>0.10</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td>双口</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人力施工</td> <td>単口</td> <td>0.12</td> <td>0.26</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>双口</td> <td>0.19</td> <td>0.36</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	員数	単位	摘要	消火栓据付工	1.0	箇所	1-7-4-2	フランジ接合工		口	1-2-4-7	防食ゴム取付工		口	1-2-4-1 (接合部)	諸雑費	1.0	式		計				名称	員数	単位	摘要	配管工		人	表7-18	普通作業員		人	〃	クレーン運転		H	〃、7-22	保護管		m	VUφ400 (L200)	諸雑費	1.0	式	労務費の1.0%	計				型式	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転工 (H)		4t積	0.31	機械施工	単口	0.08	0.10	0.31	双口	0.09	0.11	0.31	人力施工	単口	0.12	0.26	—	双口	0.19	0.36	—	<p>(新規)</p> <p>1-7-4-1 消火栓設置工 DD201303011 撤去工 DD201303021 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火栓据付工</td> <td>1.0</td> <td>箇所</td> <td>1-7-4-2</td> </tr> <tr> <td>フランジ接合工</td> <td></td> <td>口</td> <td>1-2-4-7</td> </tr> <tr> <td>防食ゴム取付工</td> <td></td> <td>口</td> <td>1-2-4-1 (接合部)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 据付工にフランジ接合1口が含まれる 注2. 防食ゴム取付工は、必要口数計上すること。</p> <p>1-7-4-2 消火栓据付工 DD121303011 撤去工 DD121303012 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配管工</td> <td></td> <td>人</td> <td>表7-18</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>クレーン運転</td> <td></td> <td>H</td> <td>〃、7-22</td> </tr> <tr> <td>保護管</td> <td></td> <td>m</td> <td>VUφ400 (L200)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td>労務費の1.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 労力は、小運搬、据付、フランジ接合（1口）含む。 注2. 本表の据付には、補修弁・フランジ短管等の取付管を含む。 注3. 機械施工を基本とし、機種は本管据付工による。 注4. 保護管は必要な場合計上すること。保護管使用量＝設計数量×（1+0.05）とする。 注5. 撤去工は、本歩掛の60%とする。 注6. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</p> <p>表7-18 消火栓据付工 1箇所当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型式</th> <th rowspan="2">配管工 (人)</th> <th rowspan="2">普通作業員 (人)</th> <th colspan="2">クレーン付トラック運転工 (H)</th> </tr> <tr> <th>4t積</th> <th>0.31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械施工</td> <td>単口</td> <td>0.08</td> <td>0.10</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td>双口</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人力施工</td> <td>単口</td> <td>0.12</td> <td>0.26</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>双口</td> <td>0.19</td> <td>0.36</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	員数	単位	摘要	消火栓据付工	1.0	箇所	1-7-4-2	フランジ接合工		口	1-2-4-7	防食ゴム取付工		口	1-2-4-1 (接合部)	諸雑費	1.0	式		計				名称	員数	単位	摘要	配管工		人	表7-18	普通作業員		人	〃	クレーン運転		H	〃、7-22	保護管		m	VUφ400 (L200)	諸雑費	1.0	式	労務費の1.0%	計				型式	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転工 (H)		4t積	0.31	機械施工	単口	0.08	0.10	0.31	双口	0.09	0.11	0.31	人力施工	単口	0.12	0.26	—	双口	0.19	0.36	—	
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																																													
消火栓据付工	1.0	箇所	1-7-4-2																																																																																																																																																													
フランジ接合工		口	1-2-4-7																																																																																																																																																													
防食ゴム取付工		口	1-2-4-1 (接合部)																																																																																																																																																													
諸雑費	1.0	式																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																																													
配管工		人	表7-18																																																																																																																																																													
普通作業員		人	〃																																																																																																																																																													
クレーン運転		H	〃、7-22																																																																																																																																																													
保護管		m	VUφ400 (L200)																																																																																																																																																													
諸雑費	1.0	式	労務費の1.0%																																																																																																																																																													
計																																																																																																																																																																
型式	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転工 (H)																																																																																																																																																													
			4t積	0.31																																																																																																																																																												
機械施工	単口	0.08	0.10	0.31																																																																																																																																																												
	双口	0.09	0.11	0.31																																																																																																																																																												
人力施工	単口	0.12	0.26	—																																																																																																																																																												
	双口	0.19	0.36	—																																																																																																																																																												
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																																													
消火栓据付工	1.0	箇所	1-7-4-2																																																																																																																																																													
フランジ接合工		口	1-2-4-7																																																																																																																																																													
防食ゴム取付工		口	1-2-4-1 (接合部)																																																																																																																																																													
諸雑費	1.0	式																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																
名称	員数	単位	摘要																																																																																																																																																													
配管工		人	表7-18																																																																																																																																																													
普通作業員		人	〃																																																																																																																																																													
クレーン運転		H	〃、7-22																																																																																																																																																													
保護管		m	VUφ400 (L200)																																																																																																																																																													
諸雑費	1.0	式	労務費の1.0%																																																																																																																																																													
計																																																																																																																																																																
型式	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転工 (H)																																																																																																																																																													
			4t積	0.31																																																																																																																																																												
機械施工	単口	0.08	0.10	0.31																																																																																																																																																												
	双口	0.09	0.11	0.31																																																																																																																																																												
人力施工	単口	0.12	0.26	—																																																																																																																																																												
	双口	0.19	0.36	—																																																																																																																																																												

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正（令和3年7月版）	現行（令和3年4月版）	改正理由								
2	3	3-2	交通誘導警備員等	<p>3-2-3 施工単価入力基準表</p> <p>(1)交通誘導警備員A</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 100px;">施工単位</td> <td style="width: 100px;">人日</td> </tr> </table> <p>注1. 施工数量は交替要員を含む人数とする。 注2. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 水道工事積算基準 第2節 直接工事費の積算 2-2 労務費」に基づき、労務費調整係数等を計算し、労務費補正において労務費調整係数等を入力すること。なお、これにより難しい場合は別途考慮する。</p> <p>(2)交通誘導警備員B</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 100px;">施工単位</td> <td style="width: 100px;">人日</td> </tr> </table> <p>注1. 施工数量は交替要員を含む人数とする。 注2. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 積算基準 第2節 直接工事費の積算 2-2 労務費」に基づき、労務費調整係数等を計算し、労務費補正において労務費調整係数等を入力すること。なお、これにより難しい場合は別途考慮する。</p>	施工単位	人日	施工単位	人日	<p>3-2-3 施工単価入力基準表</p> <p>(1)交通誘導警備員A</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 100px;">施工単位</td> <td style="width: 100px;">人日</td> </tr> </table> <p>注1. 施工数量は交替要因を含む人数とする。 注2. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 水道工事積算基準 第2節 直接工事費の積算 2-2 労務費」に基づき、労務費調整係数等を計算し、労務費補正において労務費調整係数等を入力すること。なお、これにより難しい場合は別途考慮する。</p> <p>(2)交通誘導警備員B</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 100px;">施工単位</td> <td style="width: 100px;">人日</td> </tr> </table> <p>注1. 施工数量は交替要因を含む人数とする。 注2. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 積算基準 第2節 直接工事費の積算 2-2 労務費」に基づき、労務費調整係数等を計算し、労務費補正において労務費調整係数等を入力すること。なお、これにより難しい場合は別途考慮する。</p>	施工単位	人日	施工単位	人日	
施工単位	人日													
施工単位	人日													
施工単位	人日													
施工単位	人日													